

白岡市新白岡駅東口交番北側広場の設置及び管理に関する条例の概要

1 条例制定の理由

市のまちづくりの推進及び地域コミュニティの活性化を図るとともに、住民福祉の増進の場とすることを目的として、白岡市新白岡駅東口交番北側広場を設置するため、本条例を制定するものである。

2 条例の概要

(1) 第1条関係

市のまちづくりの推進及び地域コミュニティの活性化を図るとともに、住民福祉の増進の場とするため、白岡市新白岡駅東口交番北側広場の設置について定める。

(2) 第2条関係

管理を市（市長）が行うことについて定める。

(3) 第3条～第7条関係

適正な管理を図るため、行為の禁止又は制限等について定める。

(4) 第9条～第11条関係

占用する場合における占用の許可、占用料及び原状回復について定める。

(5) 第12条関係

利用者が白岡市新白岡駅東口交番北側広場又は附帯設備の損傷等を起こした場合の損害賠償義務について定める。

3 施行期日

公布の日から施行する。